

## 第53号議案

### 乙訓土地開発公社定款の一部変更について

乙訓土地開発公社定款の一部を別紙のとおり変更するものとする。

令和5年6月9日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

乙訓土地開発公社の業務運営体制の見直しの一環として現行の専務理事を廃止し、併せて民法（明治29年法律第89号）及び公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和47年政令第284号）の一部改正等に伴い関係規定の整備を行うため、その定款の一部を変更することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第14条第2項の規定により議会の議決を求める。

乙訓土地開発公社定款の一部を変更する定款

乙訓土地開発公社定款（昭和48年11月1日施行）の一部を次のように変更する。

定款中「もとづいて」を「基づいて」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第6条第1項第1号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地

第8条第1項中「および」を「及び」に改める。

第9条第1項中「定める」を「定めるもの」に改め、同条第3項中「とりくずし」を「取り崩し」に改める。

第3章名中「および」を「及び」に改める。

第10条第1号中「専務理事 1人」を削り、同条第2項中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同条第3項中「理事長、副理事長および専務理事」を「理事長及び副理事長」に改め、同条中第4項を削り、同条第5項中「および」を「及び」に改め、同項を同条第4項とする。

第12条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、理事長の行う職務において、理事長が相手方の代理人又は当事者双方の代理人となる場合には、副理事長が当該職務を行うものとする。

第12条第5項中「民法（明治29年法律第89号）第59条」を「法第16条第8項」に改める。

第15条中「および」を「及び」に、「またはみずから」を「又は自ら」に改める。

第17条中「以て」を「もって」に改める。

第18条第1項中「および」を「及び」に改める。

第19条第2項中「または」を「又は」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に改める。

第22条第2項中「または」を「又は」に改める。

第24条中「および」を「及び」に改める。

第27条第1項中「および」を「及び」に改める。

第30条第2号中「郵便貯金または」を削る。

第6章名中「および」を「及び」に改める。

附 則

この定款は、京都府知事の認可のあった日から施行する。

(参考資料)

乙訓土地開発公社定款新旧対照表

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 公社の公告は、向日市・長岡京市・大山崎町（以下「2市1町」という。）の公告式条例に<u>基づいて</u>行う。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第6条 公社は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>アからウ 略</p> <p><u>エ 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地</u></p> <p><u>オ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</u></p> <p><u>カ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</u></p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(資産の種類)</p> <p>第8条 公社の資産は、基本財産<u>及び</u>運用財産とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第9条 公社の資産は、定款に<u>定めるもの</u>のほか、理事会の定める</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第5条 公社の公告は、向日市・長岡京市・大山崎町（以下「2市1町」という。）の公告式条例に<u>もとづいて</u>行う。</p> <p>(業務の範囲)</p> <p>第6条 公社は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) 次に掲げる土地の取得、造成その他の管理及び処分を行うこと。</p> <p>アからウ 略</p> <p><u>エ 当該地域の自然環境を保全することが特に必要な土地</u></p> <p><u>オ 史跡、名勝又は天然記念物の保護又は管理のために必要な土地</u></p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(資産の種類)</p> <p>第8条 公社の資産は、基本財産<u>および</u>運用財産とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(資産の管理)</p> <p>第9条 公社の資産は、定款に<u>定める</u>のほか、理事会の定める方法</p>

方法に従って理事長が管理する。

2 略

3 基本財産は、これを取り崩してはならない。

### 第3章 役員及び職員

(役員)

第10条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内

うち理事長 1人

副理事長 2人

(2) 監事 3人

2 理事及び監事は、設立団体の長が協議して定めた長が2市1町の長、2市1町の議会議長及び職員又は学識経験のある者のうちから任命する。

3 理事長及び副理事長は、理事のうちから設立団体の長が協議して定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務権限)

第12条 略

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を行う。

に従って理事長が管理する。

2 略

3 基本財産は、これをとりくずしてはならない。

### 第3章 役員および職員

(役員)

第10条 公社に次の役員を置く。

(1) 理事 15人以内

うち理事長 1人

副理事長 2人

専務理事 1人

(2) 監事 3人

2 理事および監事は、設立団体の長が協議して定めた長が2市1町の長、2市1町の議会議長および職員または学識経験のある者のうちから任命する。

3 理事長、副理事長および専務理事は、理事のうちから設立団体の長が協議して定める。

4 専務理事は、常勤とする。

5 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(職務権限)

第12条 略

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を行う。

<p>3 <u>前項の規定にかかわらず、理事長の行う職務において、理事長が相手方の代理人又は当事者双方の代理人となる場合には、副理事長が当該職務を行うものとする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 監事は、<u>法第16条第8項</u>に規定する職務を行う。</p> <p>(兼職禁止)</p> <p>第15条 常勤の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、<u>又は自ら営利事業に従事してはならない。</u></p> <p>(運営)</p> <p>第16条 会社の業務は、理事会の決定に<u>基づいて</u>処理しなければならない。</p> <p>(構成)</p> <p>第17条 理事会は、理事を<u>もって</u>構成する。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第18条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画及び予算に関すること。</p> <p>(2) 事業報告及び決算に関すること。</p> <p>(3) 資金の借入れ及び償還方法に関すること。</p> <p>(4) 及び(5) 略</p> <p>(6) 業務の執行に関する規定の制定及び変更に関すること。</p>	<p>3 <u>専務理事は、理事長の命を受けて会社の日常の業務を処理する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 監事は、<u>民法（明治29年法律第89号）第59条</u>に規定する職務を行う。</p> <p>(兼職禁止)</p> <p>第15条 常勤の役員および職員は、営利を目的とする団体の役員となり、<u>またはみずから</u>営利事業に従事してはならない。</p> <p>(運営)</p> <p>第16条 会社の業務は、理事会の決定に<u>もとづいて</u>処理しなければならない。</p> <p>(構成)</p> <p>第17条 理事会は、理事を<u>以て</u>構成する。</p> <p>(議決事項)</p> <p>第18条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画および予算に関すること。</p> <p>(2) 事業報告および決算に関すること。</p> <p>(3) 資金の借入れおよび償還方法に関すること。</p> <p>(4) 及び(5) 略</p> <p>(6) 業務の執行に関する規定の制定および変更に関すること。</p>
--	---

<p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(招集)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 理事3分の1以上の者又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会召集の請求があるときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(議決)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 緊急の必要がある場合、又は軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の日時及び場所</p> <p>(2) から(4)まで 略</p> <p>(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨</p> <p>(6) 略</p> <p>2 理事会の議事録には、議長及び出席理事のうちから2名が署名</p>	<p>(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>(招集)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 理事3分の1以上の者または監事から会議に付議すべき事項を示して理事会召集の請求があるときは、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。</p> <p>3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時、場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。</p> <p>(議決)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 緊急の必要がある場合、または軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 理事会の日時および場所</p> <p>(2) から(4)まで 略</p> <p>(5) 議事の経過要領および発言者の発言要旨</p> <p>(6) 略</p> <p>2 理事会の議事録には、議長および出席理事のうちから2名が署名</p>
---	--

しなければならない。

(予算・決算)

第27条 会社は予算、事業計画並びに資金計画を年度開始前に理事会の議決を経て、設立団体の長の承認を得て定め、決算は、事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成し、監事の審査を受けなければならない。

2及び3 略

(余裕金の運営)

第30条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 略

(2) \_\_\_\_\_銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第6章 定款の変更及び解散

名しなければならない。

(予算・決算)

第27条 会社は予算、事業計画ならびに資金計画を年度開始前に理事会の議決を経て、設立団体の長の承認を得て定め、決算は、事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、損益計算書および事業報告書を作成し、監事の審査を受けなければならない。

2及び3 略

(余裕金の運営)

第30条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

(1) 略

(2) 郵便貯金または銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金

第6章 定款の変更および解散